

○松戸市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域について定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程の普通科 松戸市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域
- (2) 全日制の課程の国際人文科 県内全域

(入学の志願)

第3条 市立高校は、入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。ただし、特別な事情がある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松戸市立高等学校通学区域に関する規則第2条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る通学区域について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る通学区域については、なお従前の例による。